

第1条 「北海道医療大学認定薬剤師研修制度規程」（以下「研修制度規程」という）第9条及び第14条に基づき、認定薬剤師の認定に必要な基準を定める。

第2条 認定薬剤師の認定に必要な単位は、次のとおりとする。

(1) 研修開始日（初めて単位を取得した日）から4年以内に40単位以上取得。  
但し、毎年5単位以上取得すること。

(2) 40単位のうち本学が主催・共催する事業で15単位以上取得。

第3条 認定の更新に必要な単位は、次のとおりとする。

(1) 3年間で30単位以上取得。

但し、毎年5単位以上取得すること。

(2) 30単位のうち本学が主催・共催する事業で10単位以上取得。

第4条 第2条又は第3条に定める年限内に病気その他やむを得ない理由があると認定薬剤師研修制度運営委員会が認めた場合、その期間分は延長することができる。

第5条 単位の換算の対象となるのは、次の第6条に定める本学又は認証機関から認証された機関が実施する事業に限るものとする。

第6条 単位の換算は、次のとおりとする。但し、論文発表と学会発表による単位認定は各申請時12単位までとする。

(1) 本学が主催又は共催する研修プログラム（いずれも90分につき1単位）

①漢方・薬用植物研究会

②医療薬学セミナー

③臨床薬学講座

④地域医療講座

⑤地域格差のない医療情報提供のための薬剤師・看護師教育プログラム

⑥がん専門薬剤師養成基礎講座

⑦その他（研修会・講演会等シンポジウム・フォーラムなど）

(2) 大学院特論講義

聴講3コマ（1コマ80分）につき2単位

(3) 論文発表

インパクトファクターのある欧文誌への発表については、申請により認定評価委員会が単位を適宜追加する。

①主著者（第1著者又はCorresponding author） 5単位

②第2著者 3単位

③その他の共著者 2単位

(4) 学会発表

対象となる学会は以下の通りである。

日本薬学会、日本医療薬学会、日本緩和医療薬学会、日本臨床薬理学会、医療薬学フォーラム、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、その他認定評価委員会が認めたもの。

①発表者 2単位

②共同発表者 1単位

(5) 他の認証機関の実施事業

新規申請時は最大25単位まで、更新申請時は最大20単位まで認定。

(6) その他新規事業については、認定評価委員会で審議し、単位数を決定する。

第7条 第6条第1項第1号及び第2号について単位を取得した場合は、受講証明として本学所定の単位を一般社団法人薬剤師生涯教育支援機構が管理する受講管理システムにて発行する。

第8条 第6条第1項第3号から第5号の単位は、別途定める方法により、認定薬剤師の申請時又は更新申請時に申請する。

第9条 第2条及び第3条の単位の取得は、第7条に記載の受講管理システムから発行される受講単位、又は他の認証機関が発行する認定シール、電子単位及び受講証明書を提出することによって確認する。

第10条 この基準の改廃は、薬剤師支援センター管理運営委員会の議を経て、薬剤師支援センター長が決定する。

附 則

この基準は、平成22年11月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成26年10月1日より施行する。

附 則

この基準は、令和4年8月5日より施行する。